（５）補助金の交付を受けて整備しようとする中継局の空中線電力が難聴の解消のために

必要最小のものであることを示す資料

【申請者名：　　放送㈱】

|  |  |
| --- | --- |
| 空中線電力が難聴の解消のために必要最小である理由 |  |
| 放送区域の考え方※該当するものにチェックを入れること | * 都市型難聴を解消する必要最小の範囲
 |
| * 外国波混信による難聴を解消する必要最小の範囲
 |
| * 地理的・地形的難聴を解消する必要最小の範囲
 |
| * 都市型難聴及び外国波混信による難聴（又は地理的・地形的難聴）を解消する必要最小の範囲であって、それぞれの難聴地域が異なっている場合
 |
| * 都市型難聴及び外国波混信による難聴（又は地理的・地形的難聴）を解消する必要最小の範囲であって、すべての都市型難聴地域が外国波混信による難聴地域（又は地理的・地形的難聴地域）に包含されている場合
 |
| * 外国波混信による難聴及び地理的・地形的難聴を解消する必要最小の範囲
 |
| 添付資料 | ・補完対象局の放送区域内（又は放送区域外）の難聴の発生状況（地図）【再掲】※　難聴の発生状況について、原則として１キロメートル（250メートル）四方のメッシュ単位で示すこと※　整備中継局の放送区域図も記載すること※　整備中継局がＦＭ補完中継局以外の中継局で、ＦＭ放送を行う既設の地上基幹放送局の放送区域外の難聴解消を目的とする場合は、整備中継局の放送区域内の難聴の発生状況を原則として250メートル四方のメッシュ単位で示すこと。なお、整備中継局の放送区域内を一律難聴と表現するのではなく、難聴解消が必要な居住実態がある地域等における難聴の発生状況を示すこと |